

第9章 今後の検討事項

1. 指定地の管理運営方法

まんだら堂やぐら群エリアは、短期整備終了後の平成22年春からの公開を目指している。そのため、まんだら堂やぐら群エリアの管理方法、運営体制等を短期整備の期間内に検討し、平成22年春から運営できるよう整備していく必要がある。

また、指定地内に順次設置する公開活用施設、管理運営施設等の管理や防犯対策についても、必要に応じて検討する。特に、トイレについては、施錠や日常的な管理方法等の検討が必要である。

2. 整備後の植生管理・植栽管理

短期整備終了後は、各エリアの定期的な草刈り、間伐等の植生管理、まんだら堂やぐら群内の植栽管理等の維持管理が始まる。したがって、短期整備が終了するまでに、具体的な実施方法、実施体制等の確立が必要である。

3. 保存処理のリニューアル工事

また、保存対策工事を実施した遺構については、定期的なモニタリングを実施し、経過を観察する。そして、強化剤・撥水剤の保存処理の効果が薄れてきた場合や遺構の損壊が進行していると判断された場合には、リニューアル工事を行う。そのため、具体的なモニタリング方法と判断基準を早急に検討する必要がある。

保存処理の再処理は、史跡が存亡・滅失しない限り、永久に続くものである。通常、撥水剤の耐用年数は3～5年であり、強化剤も含めて長くとも10年ごとのリニューアル工事が必要となる（第1切通については平成16年度に保存工事が完了）。したがって、遺構の保存状態と保存処理薬剤の耐用年数を考慮し、リニューアル工事の実施計画を策定する必要がある。

4. 世界遺産登録への対応

鎌倉市は、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録への準備を進めている。当史跡もこれを構成するコア遺跡の一つとして捉えられている。したがって、長期的にはその動向に応じた整備が必要になってくる可能性がある。そのため、「古都鎌倉世界遺産登録検討連絡会議」（神奈川県、鎌倉市、横浜市、逗子市）を通して関係機関と調整を行い、世界遺産としての整備のあり方を常に意識しながら整備を進める。

5. 第2期整備について

基本計画において長期整備までに実施する予定であった整備項目のうち、遺構表現整備、まんだら堂やぐら群の保存工事、ガイダンス施設の設置等については、長期整備終了（平成27年度）までに整備が完了しない（「第7章 概算事業費と年次計画」参照）。これらの項目については、第2期整備以降での実施を目指し、学術調査や検討等第2期整備実施に向けた準備を進めていく必要がある。

国指定史跡名越切通整備委員会設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国指定史跡名越切通整備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、国指定史跡名越切通の整備に当たり、遺構の保存と整備及び公開活用の基本理念と方針を示した国指定史跡名越切通整備基本計画に基づき、整備の実施計画を策定するとともに、整備事業の基本設計、実施設計及び施工に当たって必要な指導、助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 史跡の地権者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(協力の要請)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会が所掌事務の処理を完了した日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

平成17～18年度 国指定史跡名越切通整備委員会 委員名簿

役 職	氏 名	専門等	所 属
委員長	三浦 勝男	中世文献史学	鎌倉国宝館 館長
副委員長	大三輪 龍彦*	中世考古学	鶴見大学 文学部 教授
委 員	河野 眞知郎	中世考古学	鶴見大学 文学部 教授
〃	沢田 正昭	保存科学	国士舘大学 21世紀アジア学部 教授
〃	鈴木 伸治	都市計画	横浜市立大学 国際総合学部 准教授
〃	服部 勉	造園学	東京農業大学 地域環境科学部 准教授
〃	高作 泰寛	地権者代表	猿昌山法性寺 住職
〃	加藤 賢一	市民代表	逗子市亀が岡自治会 会長
〃	神田 学	行政委員	鎌倉市教育委員会 生涯学習部 次長
〃	嶋 六三	行政委員	逗子市教育委員会 教育部 次長

*平成18年6月、整備実施計画の策定、上梓を待たずして、副委員長の役職に付かれていた大三輪龍彦委員がご逝去された。ここに謹んで哀悼の意を表するとともに、故人のご冥福を心よりお祈り申し上げる次第である。